タイヤの表示に関する公正競争規約

八丁兹左相仏	八丁兹在担始松仁相印
公正競争規約	公正競争規約施行規則
(目的) 第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、タイヤの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 (表示の基本) 第2条 前条の目的を達成するため、タイヤ	五工 <i>流</i> 于 次几个加电门 次几尺寸
の表示に関しては特に次に掲げる事項を 銘記し、規約の厳正な実施を期するもの とする。 (1) タイヤは、安全性の上からも機能の保持 の上からもその製造された意図どおりに 使用され、また、示された注意に従って 管理される必要がある。このために必要 な使用上及び保管上の注意事項並びに禁 止事項の表示は、漏れることのないよう に注意するとともに、その性能、特徴等 について一般消費者に過度の期待を抱か せるような広告その他の表示は、厳に自 粛しなければならない。 (2) 一般消費者に対し、タイヤの正しい商品 選択、使用等に関する正確な情報の速や かな提供に努めるものとする。 (3) 本規約の対象となっていないタイヤ並	第1条 タイヤの表示に関する公正競争規
びにタイヤの関連部品及び関連用品に関する表示についても、本規約の趣旨を尊重するものとする。	約(以下「規約」という。)第2条第3号 の「タイヤの関連部品及び関連用品」と は、チューブ、フラップ、ディスクホイ ール等をいう。

(定義)

第3条 この規約において「タイヤ」(中古

小市	F	莊	셬.	却	幼
731	г	ㅠㅠ.	\pm	ㅈ৮	ボリ

タイヤ及びホイールとセットで販売されるタイヤ(以下「セット品」という。)を含む。)とは、乗用車用タイヤ、軽トラック用タイヤ、小形トラック用タイヤ、トラック及びバス用タイヤ、低床式トレーラ用タイヤ、産業車両用タイヤ並びに建設車両用タイヤをいう。

- 2 前項の「タイヤ」には、トレッドゴム を貼り替えて再び使用できるように更生 したゴムタイヤ(以下「更生タイヤ」と いう。)を含む。
- 3 この規約において「事業者」とは、タイヤを製造し又は輸入して販売する者、他の者に製造させたタイヤに自らの商標又は名称を表示して販売する者(以下「製造業者等」という。)及びタイヤを販売する者(以下「販売業者」という。)をいう。
- 4 この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するタイヤの取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付したものによる広告その他の表示
- (2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面 その他これらに類似する物による広告そ の他の表示(ダイレクトメール、ファク シミリ等によるものを含む。)及び口頭 による広告その他の表示(電話によるも のを含む。)
- (3) ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告

/\ _	-	44	4	+H	V/
公ī	Η.	兄兄	#	大爿	約

- (4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。)、映写、演劇又は電光による広告
- (5) 情報処理の用に供する機器による広告 その他の表示(インターネット、パソコン通信等によるものを含む。)
- 5 この規約において「ラベル」とは、タイヤの呼び、用途等を記載した印刷物であって、タイヤに貼付するものをいう。
- 6 この規約において「カタログ」とは、タ イヤの販売又は購入に際して参考となる 商品名、規格、性能、特徴等の諸情報を 記載した印刷物等をいう。
- 7 この規約において「チラシ等」とは、販売業者が一般消費者に対して購買を促すために直接に情報を提供する印刷物であって、次に掲げるもの(第1号にあっては、販売業者が自己の店内において表示するものを除く。)をいう。
- (1) チラシ、ビラその他これらに類似するもの
- (2) 新聞、雑誌その他の出版物に印刷されたもの

(本体の必要表示事項)

- 第4条 タイヤを製造し販売する者は、タイヤ本体に次に掲げる事項を明瞭に刻印しなければならない。
- (1) 日本工業規格又はこれに相当する各国の規格による表示事項
- (2) 原産国名

第2条 規約第3条第6項の「カタログ」には、同項に該当する印刷物であって「カタログ」、「パンフレット」、「リーフレット」、「マニュアル」等と呼称される印刷物及び情報処理の用に供する機器によって表示されたこれに類似するものをいう。

- 第3条 規約第4条第1号で定める表示事項のうち、日本工業規格よる表示事項と は以下のものをいう。
- 1 乗用車用タイヤ、軽トラック用タイヤ、 小形トラック用タイヤ、トラック及びバス用タイヤ (低床式トレーラー用タイヤを含む。)については、①スリップサイン、 雪路用タイヤについてはプラットフォー

公正競争規約施行規則

ムの位置を示す印、②タイヤの呼び(タイヤの幅、偏平率、構造、リム径、ロードインデックス(荷重指数)、速度記号等をいう。以下同じ。)、③種類を示す文字、④製造番号又は製造記号、⑤製造業者名又はその略号。産業車両用タイヤについては、①タイヤの呼び、②製造記号、③製造業者名又はその略号

- 2 更生タイヤについては、①更生タイヤを示す略号、②タイヤの大きさ(台タイヤの表示を代用してもよい。)、③種類を示す文字(台タイヤの表示を代用してもよい。)、④スリップサイン、雪路用タイヤについてはプラットフォームの位置を示す印(建設車両用タイヤ、産業車両用タイヤを除く。)、⑤2回以上更生した場合はその回数を示す数字、⑥製造年月又はその略号、⑦製造番号、⑧製造業者名又は略号
- 3 建設車両用タイヤの表示は、産業車両 用タイヤの表示事項を準用するものとす る。

(ラベルの貼付と必要表示事項)

- 第5条 製造業者等は、一般消費者向けタイヤにあっては、タイヤ本体に、次に掲げる事項をタイヤの表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)に定めるところにより明瞭に表示したラベルを貼付しなければならない。
- (1) 製造業者等の氏名又は名称
- (2) 商品名、タイヤの呼び及び用途
- (3) チューブタイプ、チューブレスの別

第4条 規約第5条第1項、第7条、第8 条及び第9条の一般消費者向けタイヤと は、乗用車用ラジアルタイヤ、バン用ラ ジアルタイヤをいう。

- 第5条 規約第5条第1項第1号の「製造業者等の氏名又は名称」は、商標名又は 社名略称をもってこれに代えることができる。
- 2 規約第5条第1項第2号の「商品名」 については、事業者が当該タイヤについ て通常使用している呼び名(愛称を含 む。)を表示する。

公正競争規約	公正競争規約施行規則
	3 規約第5条第1項第2号の「タイヤの呼び」については、タイヤの幅、偏平率、構造、リム径、ロードインデックス(荷重指数)、速度記号等をいい、数字又は記号をもって表示するものとし、その数字又は記号の意味を説明しなければならない。 4 規約第5条第1項第2号の「用途」については、乗用車用、バン用の別を表示する。
(4) 更生タイヤにあっては更生タイヤである旨	5 規約第5条第1項第4号の「更生タイヤ」である旨の表示は、「更生タイヤ」、「リサイクルドタイヤ」等の表示をするものとする。
(5) 使用上及び保管上の注意事項	6 規約第5条第1項第5号の「使用上及び保管上の注意事項」は、タイヤの適正な使用及び保管のために必要な事項について具体的に表示するものとする。 7 規約第5条第1項第2号の「用途」、同項第3号の「チューブタイプ、チューブレスの別」及び同項第5号の「使用上及び保管上の注意事項」については、ラベルにQRコード(マトリクス型二次元コード)を表示し、スマートフォン等によりその内容をみることができるようにするとはによることができるようにする。
(6) 原産国名	る方法によることができる。 8 規約第5条第1項第6号の「原産国名」 は、輸入品にあってはタイヤ本体の原産 国表示で代えることができる。
2 製造業者等は、前項に定めるタイヤ以外 のタイヤにラベルを貼付するときは、前 項に準ずるものとする。	
(カタログの必要表示事項) 第6条 事業者は、タイヤのカタログを作成 するときは、次に掲げる事項を施行規則	

で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。

- (1) カタログ作成者の住所及び氏名又は名 称
- (2) 商品名、タイヤの呼び及び用途
- (3) チューブタイプ、チューブレスの別
- (4) 更生タイヤにあっては更生タイヤである旨
- (5) 使用上及び保管上の注意事項
- (6) 製造年週の読み方
- (7) 作成年月

(店頭等における必要表示事項)

- 第7条 販売業者は、一般消費者に直接に販売するため店頭等に陳列する一般消費者向けタイヤについては、次に掲げる事項を施行規則に定めるところにより明瞭に表示しなければならない(第6号及び第7号は、セット品の場合は、セット品について表示すること。)。ただし、商品のラベルによる表示により、店頭等で一般消費者に容易に判別することができる事項については、店頭等における表示を省略することができる。
- (1) 製造業者等の氏名又は名称
- (2) 商品名、タイヤの呼び及び用途
- (3) チューブタイプ、チューブレスの別
- (4) 更生タイヤにあっては更生タイヤである旨
- (5) 中古タイヤにあっては中古タイヤである旨、残溝及び修復歴の有無
- (6) 販売価格
- (7) 整備料金に関する事項
- (8) 使用上及び保管上の注意事項

公正競争規約施行規則

- 第6条 規約第6条第1号の「カタログ作成者の氏名又は名称」は、カタログ作成者の商標名又は社名略称をもってこれに代えることができる。
- 2 規約第6条第2号については施行規則 第5条第2項、第3項及び第4項の規定 を、規約第6条第4号については施行規 則第5条第5項の規定を、規約第6条第 5号については施行規則第5条第6項の 規定を準用する。ただし、「タイヤの呼び」 の説明は、一箇所に記載することをもっ て足りるものとする。

- 第7条 規約第7条第1号については施行 規則第5条第1項の規定を、規約第7条 第2号については施行規則第5条第2 項、第3項及び第4項の規定を、規約第 7条第4号については施行規則第5条第 5項の規定を、規約第7条第8号につい ては施行規則第5条第6項の規定を準用 する。
- 2 規約第7条第7号の整備料金を収受する場合は、次の各号に定める基準により

八丁 兹 各担约	公工整名用约按/// (11月11
(9) 原産国名	公正競争規約施行規則 表示するものとする。ただし、陳列する 全てのセット品の販売価格に組替及びバランス調整料金が含まれている場合は、 当該料金については、含まれている旨の表示をすることをもって足り、かつ、第4号の規定は適用しないものとする。 (1)整備内容(組替、脱着、バランス調整)ごとの料金表を店頭の一箇所に表示すること。 (2)陳列するタイヤの販売価格に併せて整備料金の合計額を表示すること。 (3)前各号の整備料金が販売価格に含まれていない旨又は当該料金が販売価格に含まれている旨の表示をすること。 (4)前号の表示は併用しないこと(次条第
(10) 廃タイヤ処理料金に関する事項	2項において同じ。) 3 規約第7条第10号の廃タイヤ処理料金 を収受する場合は、当該料金を少なくと も店頭の2箇所(店内及び店外)に表示 するものとする。
(チラシ等及びインターネットによる広告	
の必要表示事項)	
第8条 販売業者はチラシ等及びインター	
ネットによる広告において、一般消費者	
向けタイヤについて取引条件(セット品	
の場合は、セット品の取引条件。以下第	
9条から第11条まで及び第13条において	
同じ。)を表示する場合には、施行規則	
で定めるところにより、次に掲げる第1	
号から第5号までの事項を当該広告に表	
示されているタイヤごとに、第6号から	
第9号までの事項を当該広告に明瞭に表	
示しなければならない(第5号及び第6	
号は、セット品の場合は、セット品につ	
いて表示すること。)。	
(1) 製造業者等の氏名又は名称	第8条 規約第8条第1項第1号について

- (2) 商品名及びタイヤの呼び
- (3) 更生タイヤにあっては更生タイヤである旨
- (4) 中古タイヤにあっては中古タイヤである旨、残溝及び修復歴の有無
- (5) 販売価格
- (6) 整備料金に関する事項

公正競争規約施行規則

は施行規則第5条第1項の規定を、規約第8条第1項第2号については施行規則第5条第2項及び第3項の規定を、規約第8条第1項第3号については施行規則第5条第5項の規定を準用する。ただし、規約第8条第1項第2号のうち「タイヤの呼び」については、タイヤの幅、偏平率、構造及びリム径を表示するものとし、その数字及び記号の説明は省略することができる。

- 2 規約第8条第1項第6号の整備料金を 収受する場合は、次の各号の定める基準 により表示するものとする。ただし、広 告に掲載した全てのセット品の販売価格 に組替及びバランス調整料金が含まれて いる場合は、当該料金については、含ま れている旨の表示をすることをもって足 り、かつ、前条第2項第4号の規定は適 用しないものとする。
- (1) 共同広告以外の広告
- イ 整備内容(組替、脱着、バランス調整) ごとの料金又は当該料金の合計額を1箇 所に表示すること。
- ロ イの整備料金が販売価格に含まれてい ない旨、又は当該料金が販売価格に含ま れている旨の表示を行うこと。
- (2) フランチャイザーの企画による複数の 販売業者の共同広告(第3号に該当する ものは除く。)
- イ 複数の販売業者の整備料金を前号の規 定により表示し、又は一つの販売業者の 料金を前号の規定により例示することが できる。
- ロ イにおいて一つの販売業者の料金を例 示する場合は、整備料金の一例である旨 及び販売業者名を表示するとともに、各 販売業者の料金は当該例示料金と異なる

場合があるので各販売業者に尋ねられ い旨付記するものとする。	た
い旨付記するものとする。	
(3) フランチャイザーの企画による全国	の
販売業者の共同広告	
あらかじめタイヤ公正取引協議会(以下「	公
正取引協議会」という。)の承認を受け	る
ことにより、次に掲げる旨の表示をも	つ
て足りるものとする。	
イ タイヤの販売価格には整備料金が含	ま
れていない旨又は当該価格には当該料	金
が含まれている旨	
ロ 各販売業者の整備料金は店頭の料金	表
を確認されたい旨	
(7) 廃タイヤ処理料金に関する事項 3 規約第8条第1項第7号の廃タイヤ	処
理料金を収受する場合は、当該料金を	前
項の整備料金の表示に併せて表示し、	ま
た、前項第3号の共同広告については	
公正取引協議会の承認を受けることに	ょ
り、次の各号に掲げる旨の表示をもっ	て
足りるものとする。	
(1) タイヤの販売価格には廃タイヤ処理	料
金が含まれていない旨	
(2) 各販売業者の廃タイヤ処理料金は店	頭
の料金表を確認されたい旨	
(8) 販売業者の住所、氏名又は名称及び電話 4 第2項第3号の共同広告についての	
番号 約第8条第1項第8号の販売業者の住	
等は、フランチャイザーの住所等を記	載
することをもって足りるものとする。	
(9) 取引条件の有効期限	
2 通信販売の必要表示事項 5 規約第8条第2項の通信販売(次項	17
2 通信販売の必要表示事項 5 規約第8条第2項の通信販売(次項 販売業者がチラシ等及びインターネット 該当するものを除く。)の必要表示事	
	火
る場合は、前項の規定により表示するほ (1) 送料、手数料等が必要な場合にはそ	\mathcal{O}
か、施行規則で定める通信販売の必要表 額	4 /
示事項を表示しなければならない。 (2) 代金の全部又は一部の支払いがタイ	ヤ
の引渡し前である場合には、支払いの	

公正競争規約	公正競争規約施行規則
	期 (3) 販売数量の制限等、特別な取引条件(セ
	ット品の場合は、セット品の取引条件。 以下次号及び第6項において同じ。)があ
	る場合には、その内容
	(4) 請求により、詳しい取引条件を記載し た書面を遅滞なく交付し、又は当該取引
	条件を記録した電磁的記録(電子的方式、
	磁気的方式、その他人の知覚によって認
	識することができない方式で作られる記
	録であって、電子計算機による情報処理
	の用に供されるものをいう。) を遅滞なく
	提供する旨 6 規約第8条第2項の通信販売のうちイ
	ンターネットを利用するものについての
	必要表示事項は、次の各号に定める事項
	をいう。
	(1) 販売業者の代表者又は当該通信販売に
	責任を有する担当者の氏名 (法人に限 る。)
	(2) 販売業者の確実に連絡可能な FAX 番号 及び電子メールアドレス
	(3) 送料、手数料等が必要な場合には、その額
	(4) 代金の支払いの時期及び方法
	(5) タイヤの引渡し時期
	(6) 販売数量の制限等、特別な販売条件が ある場合には、その内容
	(7) 申込方法
	(8) 返品を受けない場合はその旨、返品を受ける場合は受ける期間及び返品に関す
	る費用の条件 (9) 情報の更新日
	(9) 情報の更利ロ (10) 一般消費者が契約の申込みに係るパ
	ソコンの操作を行う前に、当該申込みの
	内容を容易に確認し、かつ、訂正できる
	画面

公正競争規約施行規則

(11) 一般消費者が契約の申込みに係るパ ソコンの操作を行う前に、当該操作が契 約の申込みとなることを容易に認識でき るようにするための表示

(二重価格表示の表示基準)

- 第9条 販売業者は、一般消費者向けタイヤの取引条件について、自己の販売価格に当該販売価格よりも高い他の価格(以下「比較対照価格」という。)を併記して表示しようとする場合(割引率又は割引額を表示する場合を含む。以下このような表示を「二重価格表示」という。)には、次に掲げる表示をしてはならない。
- (1) 最近相当期間にわたって販売されていた価格とはいえない価格を、自店通常価格等の名称を付して比較対照価格に用いること。
- 第9条 規約第9条第1項第1号の「最近相当期間にわたって販売されていた価格」とは、二重価格表示を行う最近時(割引セール開始時点からさかのぼる8週間をいうが、当該タイヤが販売されていた期間が8週間未満の場合には当該期間)において当該価格で販売されていた期間が、当該商品が販売されていた期間が、当該商品が販売されていた期間が通算して2週間未満の場合、又は当該価格で販売されていた最後の日から2週間以上経過している場合は除く。
- (2) 過去において販売されていた価格を具体的な販売期間を明示しないで、又は実際と異なる販売期間を付して比較対照価格に用いること。
- (3) 販売するタイヤと同一でないタイヤの 過去の販売価格を比較対照価格に用いる こと。
- (4) 前3号に該当しない場合であっても、割 引セールの決定後に販売が開始されたタ イヤの販売価格を比較対照価格に用いる

公正意	竞争規約施行規則
-----	----------

こと。

(5) 割引セール期間経過後も販売価格を引き上げる予定がないにもかかわらず、又は割引セール期間経過後、短期間しか表示された価格で販売するにすぎないにもかかわらず、割引期間経過後の将来の販売価格を比較対照価格に用いること。

公正競争規約

- (6) 将来の販売価格について当該価格による販売開始日を表示しないで、これを比較対照価格に用いること。
- (7) 予約販売において、実際には予約の有無 にかかわらず同一価格で販売する予定で あるのに、非予約者の販売価格を比較対 照価格に用いること。
- (8) 表示価格からの割引率又は割引額を用いた表示を行う場合に表示価格を割引セールの直前に引き上げたうえで割引率又は割引額を用いた表示を行うこと。
- (9) 任意に設定した価格を算出の基礎として割引率又は割引額の表示を行うこと。
- 2 前項に定めるもののほか、販売業者は一般消費者向けタイヤの取引条件について、二重価格表示をする場合は「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方(平成12年6月30日)公正取引委員会」の定めるところにより表示しなければならない。

(特定用語の使用基準)

- 第10条 事業者は、タイヤの品質、性能、取 引条件等に関し、次の各号に掲げる用語 を使用する場合は、当該各号に定めると ころによらなければならない。
- (1) 永久を意味する用語 「永久」、「永遠」、「パーマネント」、 「いつまでも」等永久に持続することを意 味する用語は使用できない。

公正競争規約

(2) 完全を意味する用語

「完全」、「完ぺき」、「パーフェクト」、「絶対的」、「100パーセント」、「万能」、「万全」、「オールマイティ」等全く欠けるところがない意味の用語は断定的に使用することはできない。

(3) 安全を意味する用語 「安全」、「安心」等安全性を強調する 用語は断定的に使用することはできな い。

(4) 最上級を意味する用語

「最高」、「最大」、「最小」、「最少」、 「最高級」、「超」、「スーパー」、「極限」等最上級を意味する用語は、客観的 事実に基づく具体的数値又は根拠を付記 した場合を除き、使用することができない。

(5) 優位性を意味する用語

「世界一」、「日本一」、「日本ではじめて」、「第一位」、「当社だけ」、「ナンバーワン」、「いちばん」、「トップをゆく」、「他の追随を許さない」、「抜群」、「画期的」、「理想的」等優位性を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的数値又は根拠を付記した場合を除き、使用することができない。

(6) 低燃費を意味する用語

「低燃費」又はこれに類似する用語について は、施行規則で定める方法に適合した場合を 除き、使用することができない。

(7) 低車外音を意味する用語

「低車外音」又はこれに類似する用語に ついては、施行規則で定める方法に適合 した場合を除き、使用することができな

- 第10条 規約第10条第1項第4号の「最上級を意味する用語」及び第5号の「優位性を意味する用語」のうち、タイヤの固有名詞として使用する場合であって、最上級又は優位性について一般消費者に誤認されるおそれがないものとして公正取引協議会が認めたものは、この限りではない。
- 2 規約第10条第1項第5号の「優位性を 意味する用語」のうち、「新」、「ニュー」 等時間的優位性を意味する用語は、当該 タイヤの発売後1年を超え、又は次の新 製品が発売されたときは、それ以降は使 用することが出来ない。
- 3 規約第10条第1項第6号に規定する施 行規則で定める方法は、低燃費タイヤに 関する試験方法及び表示方法に関する運 用基準(以下第11条及び第16条におい て「低燃費タイヤに関する試験方法等の 基準」という。)で定める方法とする。
- 4 規約第10条第1項第7号に規定する施 行規則で定める方法は、低車外音タイヤ に関する試験方法及び表示方法に関する 運用基準(以下第11条及び第16条にお

公正競争規約施行規則

11

いて「低車外音タイヤに関する試験方法等の基準」という。)で定める方法とする。

2 技術的専門用語

前項各号の用語を用いた技術的専門用語は、 同項の規定にかかわらず使用することが できる。

(特定事項の表示基準)

第11条 事業者は、タイヤの品質、性能、取 引条件等に関し、次の各号に掲げる事項 について表示する場合は、当該各号に定 めるところによらなければならない。

(1) 比較表示

- ア 品質、性能、取引条件等について比較表示する場合は、客観的事実に基づく具体的数値又は根拠を付記する。
- イ 性能のうち施行規則で定める事項について数値で比較表示する場合は、施行規則で定める方法による。
- ウ 試験や調査の結果の表示については、実 証された事実を正確かつ適正に引用す る。

(2) 数值表示

- ア 品質、性能等を数値で表示する場合は、 測定の方法等を付記する。
- イ 試験や調査の結果の表示については、実 証された事実を正確かつ適正に引用す る。
- ウ アの規定にかかわらず、性能のうち施行 規則で定める事項について等級及び数値 で表示する場合は、施行規則で定める方 法による。

- 第11条 規約第11条第1号の「比較表示」は、次の基準により表示するものとする。
- (1) 比較時において販売されているタイヤを対象にすること。
- (2) 複数の製造業者の製品に係る性能比較表示は、公式テスト値に限るものとし、必ず公式テスト値である旨を付記すること
- (3) 自己の製品の比較対象となるタイヤの 名称を表示すること。
- (4) 比較対照事項を表示すること。
- 2 規約第11条第1号イ及び同条第2号ア に規定する「数値」は、実数又は比率(実 数又は比率の図表、記号その他これらに 類するものを含む。)をいう。
- 3 規約第11条第2号の「測定の方法等の付記」については、その数値の算定の基礎とした前提条件及び使用条件を付記すること。ただし、その数値は、何時、誰が、どこでも、そのまま出し得るものであるという誤解を招かないよう表示すること。
- 4 規約第11条第1号イに規定する施行規 則で定める事項は、次に掲げる事項をい

公正競争規約	公正競争規約施行規則
	う。
	(1) 転がり抵抗
	(2) 燃費
	(3) 騒音
	(4) 制動
	(5) 摩耗
	(6) 偏摩耗
	(7) ハイドロプレーニング
	(8) 突起乗り越し
	(9) 平均LAP、最速LAP
	(10) 加速タイム
	(11)操縦安定性(レーンチェンジ、ヨーレ
	イト)
	(12) 操舵角(不整路面)
	5 規約第11条第1号イに規定する施行規
	則で定める方法は、商品性能の数値によ
	る比較表示に係る試験方法及び表示方法
	に関する運用基準(以下この条及び第 16
	条において「比較表示に係る試験方法等
	の基準」という。)で定める方法とする。
	6 規約第11条第2号ウに規定する施行規
	則で定める事項は、次に掲げる事項をい
	う。
	(1) 転がり抵抗性能
	(2) 制動性能のうちウェットグリップ性能
	7 規約第11条第2号ウに規定する施行規
	則で定める方法は、低燃費タイヤに関す
	る試験方法等の基準で定める方法とす
	る。
	8 事業者は、低燃費タイヤに関する試験
	方法等の基準、低車外音タイヤに関する
	試験方法等の基準又は比較表示に係る試
	験方法等の基準により試験を行った後、
	その試験結果に基づき消費者向け表示を
	行う場合は、あらかじめ当該試験に関す
	るデータ(試験条件、試験結果の絶対値
	等をいう。)を公正取引協議会に届け出る

公正競争規約施行規則

ものとする。この場合において、これらの基準の遵守について責任を有する者 (試験の実施及び試験結果に基づく消費 者向け表示について責任を有する者を除 く。)の作成した当該データが公正かつ正 確であることを証明する旨を記載した書 面を添付するものとする。

ただし、国際連合欧州経済委員会で締結された協定の締約国が指定した試験機関が低車外音タイヤに関する試験方法等の基準と同等の基準により試験を行った場合は、その試験結果に基づいて発行された認可証又はその写しをもってこれらに替えることができる。

9 公正取引協議会は、事業者が低燃費タイヤに関する試験方法等の基準、低車外音タイヤに関する試験方法等の基準又は比較表示に係る試験方法等の基準に基づき試験を実施していることを確認するため、当該試験に立ち会うことができる。

(3) 環境への負荷の低減に関する表示 環境への負荷が少ないことを強調する表 示を行う場合は客観的な根拠に基づき具 体的な内容を明瞭に表示する。

(特定の表示事項)

第12条 タイヤ公正取引協議会は、特に必要があると認められる場合は、第4条から第11条までに規定するもののほか、特定の表示事項又はその基準を施行規則で定めることができる。

(不当表示の禁止)

第13条 事業者は、タイヤの品質、性能、取引条件等に関し、次の各号に掲げる表示をすることにより実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよ

- 第12条 規約第13条第1項各号に規定する不当表示の例は、次のとおりである。
- (1) 品質について、「くり返し更生可能」、「走行中、走行後もタイヤバランスがく

- りも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示をしてはならない。
- (1) 第4条から第11条までに規定する事項 (第9条を除く。) についての虚偽又は 誇大な表示
- (2) 事実と相違するか又は事実を著しく誇 張したタイヤの写真、イラスト、映像、 その他の表現を用いた表示
- (3) 使用条件の違いによっては、タイヤの品質、性能が著しく劣るにもかかわらずその旨を明示しない表示
- (4) タイヤの特定部分の品質性能のみを強調し、これと不離一体の関係にある短所について明示しない表示
- (5) 一部のタイヤにのみ使用される材質又 は構造が全てのタイヤに使用されている かのような表示
- (6) 品質、性能、安全性、取引条件等について、客観的事実に基づく具体的数値又は根拠なしに比較する表示
- (7) 表示価格では、実際に購入できないにもかかわらず、購入できるかのような表示
- (8) 実際には表示価格に含まれていないタ イヤ整備料金等が、表示価格に含まれて いるかのような表示
- (9) 第9条第1項及び第2項に規定する二 重価格表示の基準によらない虚偽若しく はあいまいな比較対照価格を用いた表示 又は同一でない商品の価格を比較対照価 格に用いた表示
- (10) 実際には一部のタイヤにしか適用されない取引条件であるにもかかわらず、その旨を明示しないことにより、全商品に適用されるかのような表示
- (11) 支払回数、支払期間、頭金、保証条件 その他の割賦販売の取引条件について、

公正競争規約施行規則

- ずれません」、「平均した摩耗により位置 交換不要」、「肩落ち摩耗を完全に克服し たロングライフタイヤ」等と表示するこ と。
- (2) 性能について、「軽量化により理想的タイヤの実現」、「運動性能を極限まで高めた軽量化タイヤ」、「○○スノータイヤはどんな雪路もなんのその」、「○○タイヤは○○レースで優勝」、「耐ウエット性を極限まで高めたニュータイプ」等と表示すること。
- (3) 安全性について、「パンクしないタイヤ」、「雨天路面での高度な安全性能完備」、「常に正確無比の操縦感」等と表示すること。
- (4) 使用条件について、「あらゆる道路条件 に適した全天候型タイヤ」、「騒音や振動 も無く走れる」、「過酷な条件に耐える重 荷重用タイヤ」等一般消費者に過度な期 待をされ、過って使用されるおそれがあ る表示をすること。
- (5) 出血価格、超廉売価格、超特価、破格 値、激安等該当タイヤが安いという印象 を与える用語を事実に反して使用するこ と。

公正競争規約	公正競争規約施行規則
虚偽又は不明確な表示	7
(12) 割賦販売の表示について、割賦手数料	
を控除した価格で購入できるかのような	
表示	
(13) 更生タイヤ、中古タイヤ、修復歴のあ	
る中古タイヤ、汚れたタイヤ、半端物の	
タイヤ等であるにもかかわらず、その旨	
が明示されていない表示	
(14) 他の事業者の経営政策、事業内容、タ	
イヤの品質、性能又は取引条件等につい	
て中傷し、又はひぼうする表示	
(15) その他タイヤの品質、性能、取引条件	
等について、実際のもの又は自己と競争	
関係にある他の事業者に係るものよりも	
著しく優良又は有利であると一般消費者	
に誤認されるおそれがある表示	
2 事業者は、タイヤの取引に関し、一般消	
費者に原産国を誤認されるおそれがある	
表示をしてはならない。	
3 事業者は、第10条第1項第6号に規定す	
る「低燃費」又はこれに類似する用語並	
びに第11条第1号イ及び同条第2号ウに	
規定する施行規則で定める事項に関し、	
第10条第1項第6号、第11条第1号イ及	
び同条第2号ウに規定する施行規則で定	
める方法以外の方法により不当にこれを	
表示してはならない。	
4 事業者は、第10条第1項第7号の「低車	
外音」又はこれに類似する用語に関し、 同号に規定する施行規則で定める方法以	
外の方法により不当にこれを表示しては	
ならない。	
(4 O (4 V °)	
(おとり広告等の禁止)	

第13条 規約第14条第1項第1号に該当

するものは、次のとおりとする。ただし、

当該事業者の責に帰するべき事由以外に

第14条 事業者は、広告において、次の各号

はならない。

に掲げるおとり広告に関する表示をして

(1) 取引の申出に係るタイヤ(セット品の場合は、取引の申出に係るセット品。以下この条において同じ。)について、取引を行うための準備がなされていない場合その他実際には取引に応じることができない場合の当該タイヤについての表示

公正競争規約施行規則

- よるものと認められ、かつ、広告したタイヤの取引を申し込んだ顧客に対して、 広告した条件で取引する旨を告知すると ともに、希望する顧客に対しては遅滞な く取引に応じているときにはこの限りで はない。
- (1) 販売時に引渡しができない場合におけるそのタイヤについての表示
- (2) 予約販売(取寄せ販売を含む。)であり販売時に引渡しが出来ないにもかかわらず、予約販売である旨を明示していない場合におけるそのタイヤについての表示
- (3) 実際には販売することができないタイヤの写真等を用いた場合におけるそのタイヤについての表示
- (4) 同一商品名のタイヤであって、取扱いサイズが限定されている場合において取り扱うサイズ又は取り扱わないサイズのいずれかを明示していない場合におけるそのタイヤについての表示
- (5) 販売数量を表示して広告されているタイヤについて、その全部又は一部について取引に応じることができない場合におけるそのタイヤについての表示
- (6) 単一の事業者が同一の広告においてその事業者の複数の店舗で販売する旨を申し出る場合であって、当該広告に掲載された店舗の一部に広告したタイヤを取り扱わない店舗がある場合のそのタイヤについての表示
- (7) 前各号に掲げる他取引を行うための準備がなされていない場合その他実際には 取引に応じることができない場合のその タイヤについての表示
- 2 規約第14条第1項第2号に該当するものは、次のとおりとする。
- (1) 販売数量が当該店舗における従来の同

(2) 取引の申出に係るタイヤの供給量が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない

公正競争規約	公正競争規約施行規則
場合の当該タイヤについての表示	
場合の自該タイヤについての表示	様な広告で販売された同一又は類似のタ
	イヤの販売数量、販売時期等を総合的に
	勘案して判断して算出した予想購買数量
	の半数に満たない場合に、そのタイヤの
	商品名及びサイズごとに販売数量が明示
	されていない場合のそのタイヤについて
	の表示
	(2) 単一の事業者が同一の広告においてそ
	の事業者の複数の店舗で販売する旨を申
	し出る場合において、各店舗ごとにタイ
	ヤの商品名及びサイズごとの販売数量が
	明示されていない場合のそのタイヤにつ
	いての表示
	ただし、広告スペース等の事情により
	各店舗ごとの販売数量を明記することが
	困難な場合に、当該広告に記載された全
	店舗での総販売数量、店舗により販売数
	量が異なる旨及び全店舗のうち最も販売
	数量が少ない店舗における販売数量を明
	示して広告する場合にはこの限りではな
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
(3) 取引の申出に係るタイヤの供給期間、供	3 規約第14条第1項第3号に該当するも
給の相手方又は顧客一人当たりの供給量	のは、次のとおりとする。
が限定されているにもかかわらず、その	(1) 販売日や販売時間等の販売期間が限定
限定の内容が明瞭に記載されていない場	されているにもかかわらず、その限定の
合の当該タイヤについての表示	内容が明瞭に記載されていない場合にお
	けるそのタイヤについての表示
	(2) 当該店舗でタイヤを装着するものに限
	る場合等販売の相手方が限定されている
	にもかかわらず、その限定の内容が明瞭
	に記載されていない場合におけるそのタ
	イヤについての表示 (2) 原文・1 光たりの販売料量が四字され
	(3) 顧客一人当たりの販売数量が限定されているによかかわらず、その限字式で数
	ているにもかかわらず、その限定する数
	量が明瞭に記載されていない場合におけ
(A) #310 hub 52 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	るそのタイヤについての表示
(4) 取引の申出に係るタイヤについて、合理	4 規約第14条第1項第4号に該当するも

的理由がないのに取引の成立を妨げる行 為が行われる場合その他実際には取引す る意思がない場合の当該タイヤについて の表示

公正競争規約施行規則

のは、次のとおりとする。このような場合には、結果として広告したタイヤの取引に応じることがあったとしても規約第14条第1項第4号に該当する。

ただし、クルマとのマッチングにおいて安全性の確保が困難と判断され広告したタイヤを販売しない等広告したタイヤを販売しないことについて合理的な理由があるときには、規約第14条第1項第4号には該当しない。

- (1) 広告したタイヤを顧客に対して見せない場合におけるそのタイヤについての表示
- (2) 広告したタイヤの難点をことさら指摘 する場合におけるそのタイヤについての 表示
- (3) 広告したタイヤの取引を拒否する場合 におけるそのタイヤについての表示
- (4) 広告したタイヤの購入を希望する顧客 に対し広告したタイヤに替えて他のタイヤの購入を推奨する場合において、顧客 が推奨された他のタイヤを購入する意思 がないと表明したにもかかわらず、重ね て推奨する場合におけるそのタイヤについての表示
- (5) 前各号に掲げるほか取引の成立を妨げる行為が行われる場合その他実際には取引する意思がない場合のそのタイヤについての表示
- 2 事業者は、広告においてタイヤの販売に ついて表示しようとする場合には、施行 規則に定めるところにより顧客の需要に 応じることができるだけの販売数量のタ イヤを準備しなければならない。
- 第 14 条 規約第 14 条第 2 項に規定する販売数量は、各タイヤにつきサイズごとに 20 本以上とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、店舗改装前 の在庫一掃、長期不活動在庫一掃処分、 半端物処分等の場合には、その理由とサ イズごとの販売数量を明示して、広告に

公正競争規約

おいてタイヤの販売について表示するこ とができる。

- 第 15 条 事業者は、規約第 14 条の主旨を 踏まえた表示の適正化を進めるため、次 の各号に掲げる基準によって表示を行う よう努めるものとする。
- (1) 写真等を用いて広告するタイヤについては実際に販売するタイヤの写真等を使用するとともにその商品名を明示して広告すること。
- (2) 天災や自己の責によらない事故等により広告したタイヤの販売ができなくなったり、引渡しに長期間を要することとなったタイヤについては、店頭にその旨を表示すること。
- (3) 売出期間半ばで予想外に早く広告した タイヤが売り切れとなった場合は、直ち にその旨を店頭に表示すること。
- (4) 予約販売(取寄せ販売を含む。)にあっては、引渡し時期又は取寄せ期間を明示して広告すること。

(公正取引協議会の設置)

- 第15条 この規約の目的を達成するため、タイヤ公正取引協議会(以下「公正取引協議会 議会」という。)を設置する。
- 2 公正取引協議会は、この規約に参加する 事業者及び事業者の団体をもって構成す る。
- 第16条 公正取引協議会は、規約及びこの 規則の運用に関する事項について、運用 基準等を定めることができる。
- 2 前項の運用基準等を定め、変更し、又 は廃止しようとするときは、公正取引委 員会及び消費者庁長官に事前に届け出る ものとする。
- 3 低燃費タイヤに関する試験方法等の基準、低車外音タイヤに関する試験方法等の基準若しくは比較表示に係る試験方法等の基準を定める場合又は新たな試験方法の確立その他これに類する事由によりこれらの基準を変更する場合は、あらかじめ学識経験者その他の第三者の意見を

公正競争規約施行規則

聴いた上で、公正取引委員会及び消費者 庁長官の事前確認を受けるものとする。

(公正取引協議会の事業)

- 第16条 公正取引協議会は、次の事業を行 う。
- (1) この規約の周知徹底に関すること。
- (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
- (3) この規約で定めた表示に関する規定に基づいて、その基準を設定すること。
- (4) この規約の遵守状況の調査に関すること。
- (5) この規約の規定に違反する疑いのある 事実の調査に関すること。
- (6) この規約に違反した者に対する措置に関すること。
- (7) 不当景品類及び不当表示防止法及び公 正取引に関する法令の普及並びに違反の 防止に関すること。
- (8) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (9) 一般消費者からの苦情処理に関すること。
- (10) その他この規約の施行に関すること。

(違反に対する調査)

- 第17条 公正取引協議会は、第4条から第11 条まで、若しくは第13条及び第14条の規 定又は第12条の規定に基づく規則に違反 する事実があると思料するときは、関係 者を招致し、参考人から意見を求め、そ の他その事実について必要な調査をする ことができる。
- 2 事業者は、前項の規定による公正取引 協議会の調査に協力しなければならな い。
- 3 公正取引協議会は、前項の規定に違反

公正	韶全	蚌毛	約
$\Delta \Pi$	カル 十	- 人丌	ルコ

して調査に協力しない事業者又は虚偽の報告を行った事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課すことができる。

(違反に対する措置)

- 第18条 公正取引協議会は、第4条から第11 条まで、第13条若しくは第14条の規定又 は第12条の規定に基づく規則に違反する 行為があると認めるときは、当該違反行 為を行った事業者に対し、当該違反行為 を排除するために必要な措置を採るべき 旨及び当該違反行為又はこれに類似する 違反行為を再び行ってはならない旨を文 書をもって警告することができる。
- 2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた 事業者がこれに従っていないと認めると きは、当該事業者に対し100万円以下の違 約金を課し、除名処分をし、又は消費者 庁長官に必要な措置を講ずるよう求める ことができる。
- 3 公正取引協議会は、前条第3項の規定により警告し、若しくは違約金を課し、又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、若しくは除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。

(違反に対する決定)

- 第19条 公正取引協議会は、第17条第3項又 は前条第2項の規定による措置(警告を 除く。)を採ろうとする場合には、採る べき措置の案(以下「決定案」という。) を作成し、これを当該事業者に送付する ものとする。
- 2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた

* \	44 H	LH /./
ノハー	## 4	
<u>- ۱۱ حک</u>	カガ ー	規約

日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書によって異議の申立てをすることができる。

- 3 公正取引協議会は、前項の異議の申立て があった場合には、当該事業者に追加の 主張及び立証の機会を与え、これらの資 料に基づいて更に審理を行い、それに基 づいて決定を行うものとする。
- 4 公正取引協議会は、第2項に規定する 期間内に異議の申立てがなかった場合に は、速やかに決定案の内容と同趣旨の決 定を行うものとする。

(規則の制定)

- 第20条 公正取引協議会は、この規約の実施 に関する規則を定めることができる。
- 2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。

附則

この規約の変更は、規約の変更について公正 取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示 があった日から施行する。

附則

この施行規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。